

西部家畜保健衛生所たより ～酪農・肉用牛生産者の皆様へ～

平成24年度 第9号
平成24年10月1日

10月1日から、食品の基準値(100ベクレル/kg)が牛肉にも正式に適用されました。

今後も、基準値を超えることがないように、適切な飼養管理と出荷前の確認の再徹底をお願いします。

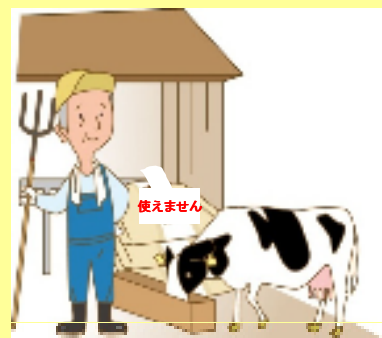
これまで牛肉が基準値を超えたケースとそれらの対策

【ケース1】

暫定許容値を超えているため給与できないはずの粗飼料が誤ってえさに混入し、そのまま牛に給与してしまった。

【ケース2】

出荷に当たり、飼い直しを行ったが、過去に給与していた牧草に非常に濃度が高いものがあつたため、牛肉の濃度が基準値を超えた。



対策

・許容値以下の飼料のみを食べさせましょう

参 考

◎牛の飼料中の放射性セシウムに関する暫定許容値

牛用飼料1kgあたり → 100ベクレル

食品の新基準値を超えない牛乳(1kgあたり50ベクレル)や牛肉(1kgあたり100ベクレル)が生産されるように、飼料中の暫定許容値が決められています。

連絡先:山梨県畜産課 担当:安全・衛生担当 電話:055-223-1608

家畜の病気に関するお問い合わせは 山梨県西部家畜保健衛生所 まで

TEL:0551-22-0771 FAX:0551-22-6728

夜間・休日の連絡は:090-5564-1018 または 090-5568-0817